



鳥取県公報

令和4年10月14日(金)
第9440号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除予定(512)(森林づくり推進課) 2
- ◇ 公 告 保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知
(東部農林事務所) 2
- ◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定(デジタル改革推進課) 2

告 示

鳥取県告示第512号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷110の205、110の206、111の51から111の53まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月14日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所
鳥取市気高町奥沢見字大崎969
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年9月27日付鳥取県告示第492号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 令和4年度庁内LANネットワーク認証サーバ等賃貸借業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年8月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 89,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると

その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220